

①

令和7年2月19日招集

埼玉県議会定例会議案

目 次

	頁
第 1 号議案 令和 7 年度埼玉県一般会計予算	6
第 2 号議案 令和 7 年度埼玉県公債費特別会計予算	49
第 3 号議案 令和 7 年度埼玉県証紙特別会計予算	52
第 4 号議案 令和 7 年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算	54
第 5 号議案 令和 7 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	56
第 6 号議案 令和 7 年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	59
第 7 号議案 令和 7 年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算	62
第 8 号議案 令和 7 年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	65
第 9 号議案 令和 7 年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	68
第 10 号議案 令和 7 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	70
第 11 号議案 令和 7 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	73
第 12 号議案 令和 7 年度本多静六博士育英事業特別会計予算	75
第 13 号議案 令和 7 年度埼玉県用地事業特別会計予算	77
第 14 号議案 令和 7 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	79
第 15 号議案 令和 7 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	84
第 16 号議案 令和 7 年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	87
第 17 号議案 令和 7 年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算	90

	頁
第 18 号議案 令和 7 年度埼玉県工業用水道事業会計予算	94
第 19 号議案 令和 7 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	98
第 20 号議案 令和 7 年度埼玉県地域整備事業会計予算	104
第 21 号議案 令和 7 年度埼玉県流域下水道事業会計予算	107

第1号議案

令和7年度埼玉県一般会計予算

令和7年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,230,890,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		879,400,000
	1 県 民 税	353,585,000
	2 事 業 税	196,646,000
	3 地 方 消 費 税	157,039,000
	4 不 動 産 取 得 税	18,063,000
	5 県 た ば こ 税	8,081,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,221,000
	7 軽 油 引 取 税	51,643,125
	8 自 動 車 税	92,097,000
	9 鉱 区 税	4,887
	10 狩 猟 税	18,988
	11 旧 法 に よ る 税	1,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		346,672,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	346,672,000

(単位 千円)

款	項	金額
3 地方譲与税		159,415,000
	1 特別法人事業譲与税	155,390,000
	2 地方揮発油譲与税	2,905,000
	3 石油ガス譲与税	85,000
	4 自動車重量譲与税	895,000
	5 森林環境譲与税	140,000
4 地方特例交付金		4,672,000
	1 地方特例交付金	4,672,000
5 地方交付税		281,996,000
	1 地方交付税	281,996,000
6 交通安全対策特別交付金		1,205,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,205,000
7 分担金及び負担金		3,199,788
	1 分担金	241,685
	2 負担金	2,958,103

(単位 千円)

款	項	金額
8 使用料及び手数料		26,682,714
	1 使用料	15,155,028
	2 手数料	11,527,686
9 国庫支出金		177,329,082
	1 国庫負担金	120,491,020
	2 国庫補助金	45,646,799
	3 委託金	11,191,263
10 財産収入		11,069,440
	1 財産運用収入	9,147,494
	2 財産売却収入	1,921,946
11 寄附金		156,623
	1 寄附金	156,623
12 繰入金		140,869,086
	1 特別会計繰入金	430,601
	2 基金繰入金	140,438,485
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000

(単位 千円)

款	項	金額
14 諸 収 入		28,991,267
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,886,067
	2 預 金 利 子	200,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	739,543
	4 受 託 事 業 収 入	2,332,223
	5 収 益 事 業 収 入	13,896,714
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	9,935,720
15 県 債		168,732,000
	1 県 債	168,732,000
歳 入	合 計	2,230,890,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,202,347
	1 議 会 費	3,202,347
2 総 務 費		113,695,243
	1 総 務 管 理 費	28,983,697
	2 企 画 費	9,021,018
	3 県 民 費	11,943,100
	4 環 境 費	10,390,391
	5 徴 税 費	32,465,591
	6 市 町 村 振 興 費	4,726,481
	7 選 挙 費	3,863,150
	8 防 災 費	6,677,886
	9 統 計 調 査 費	5,005,190
	10 人 事 委 員 会 費	333,603
11 監 査 委 員 費	285,136	
3 民 生 費		462,075,560
	1 社 会 福 祉 費	326,544,620

(単位 千円)

款	項	金額
	2 児 童 福 祉 費	121,899,826
	3 生 活 保 護 費	13,518,305
	4 災 害 救 助 費	112,809
4 衛 生 費		77,697,953
	1 公 衆 衛 生 費	37,940,069
	2 環 境 衛 生 費	2,187,442
	3 保 健 所 費	4,231,939
	4 医 薬 費	16,123,017
	5 公 営 企 業 支 出 金	2,080,520
	6 地 方 独 立 行 政 法 人 支 出 金	15,134,966
5 労 働 費		5,623,203
	1 労 政 費	1,849,274
	2 職 業 訓 練 費	3,613,032
	3 労 働 委 員 会 費	160,897
6 農 林 水 産 業 費		25,979,202
	1 農 業 費	7,949,800
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	455,169

(単位 千円)

款	項	金額
	3 畜産業費	2,974,849
	4 林業費	6,077,703
	5 農地費	8,521,681
7 商工費		19,000,300
	1 商工業費	18,422,093
	2 観光費	578,207
8 土木費		142,379,193
	1 土木管理費	11,996,239
	2 道路橋りょう費	63,476,468
	3 河川費	38,546,330
	4 都市計画費	28,060,381
	5 住宅費	299,775
9 警察費		167,333,242
	1 警察管理費	153,534,825
	2 警察活動費	13,798,417
10 教育費		534,534,932

(単位 千円)

款	項	金額
	1 教育総務費	66,224,103
	2 小学校費	157,101,522
	3 中学校費	88,132,895
	4 高等学校費	103,954,940
	5 特別支援学校費	52,773,112
	6 大学費	3,581,122
	7 私立学校費	56,895,696
	8 社会教育費	4,513,449
	9 保健体育費	1,358,093
11 災害復旧費		2,380,050
	1 農林水産施設災害復旧費	30,000
	2 土木施設災害復旧費	2,350,050
12 公債費		279,540,932
	1 公債費	279,540,932
13 諸支出金		395,447,843
	1 公営企業支出金	19,427,843
	2 地方消費税清算金	145,964,000

(単位 千円)

款	項	金 額
	3 所得割交付金	371,000
	4 利子割交付金	1,252,000
	5 配当割交付金	8,734,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	14,255,000
	7 法人事業税交付金	14,579,000
	8 地方消費税交付金	177,502,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	1,665,000
	10 自動車取得税交付金	1,000
	11 軽油引取税交付金	6,876,000
	12 環境性能割交付金	4,820,000
	13 利子割精算金	1,000
14 予備費		2,000,000
	1 予備費	2,000,000
歳出	合計	2,230,890,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	4 環境費	環境整備センター資源循環農場・ 公園整備事業費	923,632	令和7年度	274,000
				令和8年度	618,600
				令和9年度	31,032
3 民生費	2 児童福祉費	中央児童相談所一時保護所整備費	1,586,080	令和7年度	342,454
				令和8年度	1,243,626
8 土木費	4 都市計画費	さいたまスーパーアリーナ・けやき ひろば大規模改修費	11,176,497	令和7年度	3,200,094
				令和8年度	7,915,055
				令和9年度	61,348
9 警察費	1 警察管理費	川越警察署設備改修費	136,881	令和7年度	38,924
				令和8年度	97,957
	1 教育総務費	県立学校建物等維持管理費	5,748,027	令和7年度	1,096,705
				令和8年度	1,860,598
				令和9年度	1,433,947
				令和10年度	1,178,706
				令和11年度	178,071

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教 育 費		県立高等学校防音校舎空調設備設置費（令和7年度着工分）	506,096	令和7年度	200,893
				令和8年度	305,203
	4 高等学校費	県立高等学校エレベーター等設置費（令和7年度着工分）	226,803	令和7年度	159,256
				令和8年度	67,547
5 特別支援学校費		県立川口特別支援学校教室棟整備費（令和8年度着工分）	1,431,964	令和7年度	141
				令和8年度	715,742
				令和9年度	716,081

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和7年度発行分）	令和7年度から 令和17年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（令和7年度融資分）	令和8年度から 令和22年度まで	35,090
私立学校振興資金融資損失補償（令和7年度融資分）	令和7年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
県有施設改修・修繕事業（計画修繕）	令和8年度	1,798,833
県庁舎再整備基本構想・基本計画策定事業	令和8年度	74,173

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（平成15年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成17年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成22年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償(令和7年度保証分)	令和7年度から 令和25年度まで	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償(平成22年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分)	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業活力再生特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
起業家育成資金損失補償(令和7年度保証分)	令和7年度から 令和25年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の、創業関連保証（産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）を利用し債務の保証を行った場合は20分の3（ただし、スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づき経営者保証を不要とした中小企業者に係るものは40分の3）、創業関連保証（産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は10分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営安定資金損失補償（平成20年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（金融円滑化関連（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
経営安定資金損失補償（平成25年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（特定業種関連に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営安定資金損失補償（令和7年度保証分）	令和7年度から 令和25年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営支援特別融資損失補償（平成20年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
企業パワーアップ資金損失補償（平成17年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業パワーアップ資金損失補償(平成22年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分)	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業パワーアップ資金損失補償（令和7年度保証分）	令和7年度から 令和25年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19（ただし、求償権消滅保証を利用した場合は5分の4）、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25（ただし、求償権消滅保証を利用した場合は5分の4）、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
事業資金損失補償（平成20年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（平成20年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（平成22年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（令和7年度保証分）	令和7年度から 令和25年度まで	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の2に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成25年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
要件緩和型経営安定資金損失補償（令和7年度保証分）	令和7年度から 令和25年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1（ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、経営者保証を不要とした中小企業者に係るものは4分の1）に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（令和7年度融資分）	令和8年度から 令和22年度まで	3,756,000
離職者等委託訓練事業（令和7年度契約分）	令和8年度から 令和10年度まで	990,712
農地利用集積事業資金損失補償（令和7年度融資分）	令和7年度から 令和18年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（令和7年度融資分）	令和8年度から 令和28年度まで	88,942
農業災害復旧経営資金損失補償（令和7年度融資分）	令和7年度から 令和14年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共事業情報システム開発	令和 8 年 度	7,392
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（令和7年度取得分）	令和 8 年度から 令和 17 年度まで	1,344,556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（令和7年度借入分）	令和 7 年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
道路改築	令和 8 年 度	50,000
社会資本整備総合交付金（改築）事業	令和 8 年 度	100,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
橋りょう修繕	令和 8 年 度	2,926,500
橋りょう架換	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1,445,000
橋りょう整備事業	令和 8 年 度	170,000
排水機場等維持修繕	令和 8 年 度	836,750
河川維持修繕	令和 8 年 度	422,500
河川改修	令和 8 年 度	285,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
社会資本整備総合交付金（河川）事業	令和 8 年 度	1,210,000
河川改修事業	令和 8 年 度	3,422,000
河川施設震災対策	令和 8 年 度	50,000
川の再生推進	令和 8 年 度	120,000
砂防施設	令和 8 年 度	50,000
社会資本整備総合交付金（砂防）事業	令和 8 年 度	160,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
砂防施設事業	令和 8 年 度	100,000
街路整備	令和 8 年 度	100,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	令和 8 年 度	100,000
公園等建設	令和 8 年 度	260,000
社会資本整備総合交付金（公園）事業	令和 8 年 度	1,187,000
通信指令システム構築及び運用事業	令和 8 年度から 令和 15 年度まで	2,659,342

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
学力・学習状況調査実施事業（令和7年度契約分）	令和8年度	136,001
採点業務等デジタル化推進事業	令和8年度から 令和11年度まで	100,000

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電動車整備事業	10,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県有施設整備事業	12,042,000	同	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	92,000	同	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	14,000	同	同上	同上
身近な緑公有地化事業	96,000	同	同上	同上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	382,000	同	同上	同上
全国瞬時警報システム高度化推進事業	3,000	同	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線高度化推進事業	2,636,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
消防学校施設整備事業	44,000	同上	同上	同上
防災基盤整備事業	34,000	同上	同上	同上
福祉事務所等電動車整備事業	35,000	同上	同上	同上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	482,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業	1,736,000	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	647,000	同上	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童相談所整備事業	291,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
保健所等電動車整備事業	27,000	同	同上	同上
旧小児医療センター蓮田職員公舎解体事業	64,000	同	同上	同上
県民健康福祉村改修事業	160,000	同	同上	同上
衛生研究所施設整備事業	21,000	同	同上	同上
食肉衛生検査センター施設整備事業	1,041,000	同	同上	同上
薬務電子申請システム整備事業	9,000	同	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就業支援システム整備事業	9,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
高等技術専門校施設整備事業	17,000	同	同上	同上
農林振興センター等電動車整備事業	9,000	同	同上	同上
農業技術研究センター施設整備事業	80,000	同	同上	同上
秩父高原牧場基盤整備事業	14,000	同	同上	同上
家畜保健衛生所施設整備事業	1,680,000	同	同上	同上
造林事業	75,000	同	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県民の森整備事業	14,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
森林科学館整備事業	74,000	同	同上	同上
越生ふれあいの里山整備事業	2,000	同	同上	同上
県単独林道事業	235,000	同	同上	同上
林道事業	312,000	同	同上	同上
県単独治山事業	403,000	同	同上	同上
治山事業	123,000	同	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	1,207,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独農業基盤整備事業	498,000	同	同上	同上
直轄事業（土地改良）負担金	322,000	同	同上	同上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	230,000	同	同上	同上
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	22,000	同	同上	同上
S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）整備事業	568,000	同	同上	同上
産業技術総合センター施設整備事業	512,000	同	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建築安全センター等電動車整備事業	8,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独道路建設事業	37,699,000	同 上	同 上	同 上
道路事業	4,638,000	同 上	同 上	同 上
電線地中化（道路）整備事業	298,000	同 上	同 上	同 上
直轄事業負担金	10,105,000	同 上	同 上	同 上
県単独河川改修事業	21,651,000	同 上	同 上	同 上
県単独砂防事業	1,938,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然災害防止事業	150,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
河川事業	2,220,000	同 上	同 上	同 上
砂防事業	462,000	同 上	同 上	同 上
都市環境整備事業	3,112,000	同 上	同 上	同 上
街路事業	1,875,000	同 上	同 上	同 上
県単独街路事業	2,920,000	同 上	同 上	同 上
県単独公園事業	5,646,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園事業	944,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
警察署等電動車整備事業	5,000	同	同上	同上
警察署庁舎建設事業	6,944,000	同	同上	同上
災害情報集約システム整備事業	154,000	同	同上	同上
交通安全施設整備事業	3,969,000	同	同上	同上
県立高等学校建設事業	17,854,000	同	同上	同上
県立特別支援学校建設事業	6,204,000	同	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設等整備事業	891,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	1,170,000	同	同上	同上
史跡整備事業	18,000	同	同上	同上
農林施設災害復旧事業	20,000	同	同上	同上
土木施設災害復旧事業	872,000	同	同上	同上
都市施設災害復旧事業	53,000	同	同上	同上
水道用水供給事業出資金	10,640,000	同	同上	同上

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第2号議案

令和7年度埼玉県公債費特別会計予算

令和7年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ557,656,023千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		361,232,023
	1 一 般 会 計 繰 入 金	194,070,127
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,706,896
	3 基 金 繰 入 金	165,455,000

(単位 千円)

款	項	金 額
2 県 債		196,424,000
	1 県 債	196,424,000
歳 入	合 計	557,656,023

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		557,656,023
	1 公 債 費	557,656,023
歳 出	合 計	557,656,023

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成27年度及び令和2年度 発行県債償還金	195,131,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県営住宅事業特別会計 平成27年度発行県債償還金	790,000	普通貸借又は証券発行	同上	同上
流域下水道事業会計 平成27年度発行県債償還金	503,000	同上	同上	同上

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第3号議案

令和7年度埼玉県証紙特別会計予算

令和7年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,049千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰越金		57,049
	1 繰越金	57,049
歳 入 合 計		57,049

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 返 還 金		57,049
	1 返 還 金	57,049
歳 出	合 計	57,049

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第4号議案

令和7年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

令和7年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,687,921千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		21,689
	1 財 産 運 用 収 入	21,689
2 寄 附 金		70,000
	1 寄 附 金	70,000
3 繰 入 金		7,535,000
	1 基 金 繰 入 金	7,535,000
4 繰 越 金		1

(単位 千円)

款	項	金額
	1 繰越金	1
5 諸収入		6,061,231
	1 貸付金元利収入	6,061,231
歳入	合計	13,687,921

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 市町村振興事業費		13,687,921
	1 市町村振興事業費	13,687,921
歳出	合計	13,687,921

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第5号議案

令和7年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和7年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ850,584千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		379,484
	1 国 庫 負 担 金	379,484
2 財 産 収 入		16,826
	1 財 産 運 用 収 入	16,826
3 繰 入 金		454,272
	1 一 般 会 計 繰 入 金	74,789
	2 基 金 繰 入 金	379,483

(単位 千円)

款	項	金額
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		850,584

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		850,584
	1 救助費	758,968
	2 基金積立金	91,616
歳出合計		850,584

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元裕

第6号議案

令和7年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和7年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,045,483千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		81,053
	1 繰 入 金	81,053
2 繰 越 金		200,945
	1 繰 越 金	200,945

(単位 千円)

款	項	金 額
3 諸 収 入		641,909
	1 貸 付 金 元 利 収 入	637,000
	2 預 金 利 子	5
	3 雑 入	4,904
4 県 債		121,576
	1 県 債	121,576
歳 入	合 計	1,045,483

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		1,045,483
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	1,045,483
歳 出	合 計	1,045,483

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	121,576	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第7号議案

令和7年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算

令和7年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,720,538千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		6,370,692
	1 負 担 金	6,370,692
2 諸 収 入		2,442,846
	1 貸 付 金 元 利 収 入	2,442,846

(単位 千円)

款	項	金 額
3 県 債		6,907,000
	1 県 債	6,907,000
歳 入	合 計	15,720,538

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 病院機構貸付金事業費		6,907,000
	1 病院機構貸付金事業費	6,907,000
2 公 債 費		8,813,538
	1 公 債 費	8,813,538
歳 出	合 計	15,720,538

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構貸付金事業	6,907,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第8号議案

令和7年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ573,045,113千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		186,859,783
	1 負 担 金	186,859,783
2 国 庫 支 出 金		164,049,064
	1 国 庫 負 担 金	125,885,331
	2 国 庫 補 助 金	38,163,733
3 前 期 高 齢 者 交 付 金		176,631,785
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	176,631,785

(単位 千円)

款	項	金額
4 共同事業交付金		1,780,591
	1 共同事業交付金	1,780,591
5 出産育児交付金		19,551
	1 出産育児交付金	19,551
6 財産収入		33,920
	1 財産運用収入	33,920
7 繰入金		37,727,997
	1 一般会計繰入金	37,727,997
8 繰越金		2,650,956
	1 繰越金	2,650,956
9 諸収入		3,291,466

(単位 千円)

款	項	金額
	1 雑入	3,291,466
歳入	合計	573,045,113

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		573,045,113
	1 国民健康保険事業費	573,045,113
歳出	合計	573,045,113

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元裕

第9号議案

令和7年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和7年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ118,263千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,061
	1 繰 入 金	1,061
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		15,202
	1 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	15,191
歳 入	合 計	118,263

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		116,263
	1 資 金 貸 付 費	116,263
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	118,263

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第10号議案

令和7年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和7年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,410千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		29,844
	1 繰越金	1
	2 諸収入	29,843
2 就農支援資金業務勘定収入		225
	1 繰入金	205
	2 繰越金	18
	3 諸収入	2

(単位 千円)

款	項	金 額
3 農業改良資金貸付勘定収入		1,101
	1 繰越金	1,100
	2 諸収入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		240
	1 繰越金	237
	2 諸収入	3
歳入	合計	31,410

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		29,844
	1 就農支援資金貸付費	29,844
2 就農支援資金業務勘定		225
	1 管理指導事務費	215
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		1,101
	1 農業改良資金貸付費	1,101
4 農業改良資金業務勘定		240
	1 管理指導事務費	180
	2 予備費	60
歳 出 合 計		31,410

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元裕

第11号議案

令和7年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和7年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,335千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		24,671
	1 繰入金	20
	2 繰越金	15,620
	3 諸収入	9,031
2 業務勘定収入		664
	1 繰越金	604
	2 諸収入	60
歳 入	合 計	25,335

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		24,671
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	24,671
2 業 務 勘 定		664
	1 管 理 指 導 事 務 費	644
	2 予 備 費	20
歳 出	合 計	25,335

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第12号議案

令和7年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和7年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,485千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,323
	1 財 産 運 用 収 入	1,323
2 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
3 繰 越 金		19,953
	1 繰 越 金	19,953
4 諸 収 入		24,208

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	24,207
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	45,485

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本多静六博士育英事業費		44,485
	1 本多静六博士育英事業費	44,485
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	45,485

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第13号議案

令和7年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和7年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,721,102千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		995,479
	1 財 産 運 用 収 入	97,525
	2 財 産 売 払 収 入	897,954
2 繰 入 金		4,725,621
	1 繰 入 金	4,725,621
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

(単位 千円)

款	項	金 額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳 入	合 計	5,721,102

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用地事業費		5,721,102
	1 用地事業費	5,721,102
歳 出	合 計	5,721,102

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第14号議案

令和7年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和7年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,289,319千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		7,497,565
	1 住 宅 使 用 料	7,497,565

(単位 千円)

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		2,785,465
	1 国 庫 補 助 金	2,785,465
3 財 産 収 入		46,162
	1 財 産 運 用 収 入	46,162
4 繰 入 金		1,455,861
	1 繰 入 金	1,455,861
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		17,265
	1 敷 金 運 用 収 入	7,008
	2 雑 入	10,257
7 県 債		3,487,000
	1 県 債	3,487,000
歳 入	合 計	15,289,319

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		13,441,781
	1 住 宅 管 理 費	10,388,747
	2 住 宅 建 設 費	3,053,034
2 繰 出 金		395,298
	1 繰 出 金	395,298
3 公 債 費		1,442,240
	1 公 債 費	1,442,240
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		15,289,319

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和7年度公営住宅建設費	1,653,643	令和7年度	358,052
				令和8年度	386,401
				令和9年度	321,713
				令和10年度	480,258
				令和11年度	107,219

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	3,487,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大野元裕

第15号議案

令和7年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和7年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ900,856千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		16,252
	1 財 産 運 用 収 入	16,252
2 繰 入 金		875,942
	1 繰 入 金	875,942

(単位 千円)

款	項	金 額
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		8,661
	1 貸 付 金 元 利 収 入	7,962
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	698
歳 入	合 計	900,856

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金事業費		900,856
	1 高等学校等奨学金事業費	900,856
歳 出	合 計	900,856

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（令和7年度保証分）	令和7年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大野元裕

第16号議案

令和7年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和7年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,406,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		18,021
	1 入 場 料 収 入	18,020
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		62,121,267
	1 投 票 券 発 売 収 入	62,080,000
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	41,267
3 財 産 収 入		241,882

(単位 千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	241,881
	2 財産売却収入	1
4 繰入金		300,733
	1 繰入金	300,733
5 繰越金		2
	1 繰越金	2
6 諸収入		724,745
	1 預金利息	1
	2 収益事業収入	674,743
	3 雑収入	50,001
歳入	合計	63,406,650

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		233,242
	1 公 営 競 技 総 務 費	233,242
2 公 営 競 技 事 業 費		62,414,694
	1 公 営 競 技 事 業 費	62,414,694
3 繰 出 金		752,714
	1 繰 出 金	752,714
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		63,406,650

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第17号議案

令和7年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 病床数 120床
- 2 患者数

区 分	入 院	外 来
(1) 年間延患者数	34,400 人	17,900 人
(2) 1日平均患者数	94	74

3 主なる建設改良事業 83,783 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	4,265,893 千円
第1項 医業収益	1,804,886 千円
第2項 医業外収益	2,461,007 千円

支 出

第1款	病院事業費用	4,265,893 千円
第1項	医療費用	3,991,310 千円
第2項	医療外費用	269,583 千円
第3項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額55,092千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,647千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,022千円及び過年度分損益勘定留保資金41,423千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	242,191 千円
第1項	企業債	82,000 千円
第2項	他会計負担金	160,191 千円

支 出

第1款	資本的支出	297,283 千円
第1項	建設改良費	83,783 千円
第2項	企業債償還金	213,500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合リハビリテーションセンター医療備品購入	令和 8 年 度	859,920

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 82,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

2,295,320千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、372,628千円と定める。

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第18号議案

令和7年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	149 社
(2) 年間総給水量	66,658,125 m ³
(3) 一日平均給水量	182,625 m ³
(4) 主なる建設改良事業	1,396,062 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,413,726 千円
第1項 営業収益		2,260,402 千円
第2項 営業外収益		153,323 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	2,396,716 千円
第1項	営 業 費 用	2,335,970 千円
第2項	営 業 外 費 用	20,745 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,414,533千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,685千円、建設改良積立金400,000千円、減債積立金13,560千円及び過年度分損益勘定留保資金908,288千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	30,399 千円
第1項	建 設 補 助 金	27,700 千円
第2項	他 会 計 補 助 金	2,697 千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第4項	雑 収 入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,444,932 千円
第1項 建設改良費	1,431,372 千円
第2項 企業債償還金	13,560 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設委託	令和8年度から 令和9年度まで	48,440
工業用水道用薬品購入	令和8年度	8,616
業務設備整備 (令和7年度契約分)	令和8年度から 令和10年度まで	3,018,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	297,238 千円
(2) 交 際 費	41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,968千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,500千円と定める。

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第19号議案

令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	620,059,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,698,792 m ³
(4) 主なる建設改良事業	33,246,729 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		45,904,734千円
第1項 営業収益		42,345,624千円
第2項 営業外収益		3,559,109千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 事業費		50,308,306千円
第1項 営業費用		47,631,733千円

第2項	営業外費用	2,636,572千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,038,322千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,564,428千円及び過年度分損益勘定留保資金19,473,894千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	25,854,276千円
第1項	建設補助金	3,917,844千円
第2項	企業債	10,247,000千円
第3項	他会計出資金	11,569,524千円
第4項	他会計補助金	117,593千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
第6項	雑収入	2,314千円

支 出

第1款	資本的支出	46,892,598千円
第1項	建設改良費	34,563,521千円
第2項	企業債償還金	9,500,507千円
第3項	機構負担年賦金	2,788,570千円

第4項 予 備 費

40,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	吉見浄水場拡張関連整備（Ⅲ期）事業	76,344,395	令和7年度	353,452
				令和8年度	1,180,441
				令和9年度	4,059,858
				令和10年度	7,727,865
				令和11年度	15,809,454
				令和12年度	7,188,900
				令和13年度	9,451,829
				令和14年度	11,736,954
				令和15年度	16,979,122
				令和16年度	906,474
				令和17年度	950,046

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 委 託	令 和 8 年 度 从 令 和 9 年 度 まで	880,380
水 道 施 設 修 繕	令 和 8 年 度	1,036,000
水 道 用 薬 品 購 入	令 和 8 年 度	1,486,596
業 務 設 備 整 備 (令 和 7 年 度 契 約 分)	令 和 8 年 度 从 令 和 9 年 度 まで	4,514,000
川 口 I 系 ・ II 系 幹 線 更 新	令 和 8 年 度	278,000
建 設 準 備	令 和 8 年 度	119,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 10,247,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,745,533 千円

(2) 交際費 536 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、403,981千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,150千円と定める。

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第20号議案

令和7年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅地売却面積	298,300 m ²
(2) 主なる建設改良事業	4,828,502 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			26,124,753 千円
第1項	営業収益			25,937,969 千円
第2項	営業外収益			186,783 千円
第3項	特別利益			1 千円
		支	出	
第1款	事業費			21,284,561 千円
第1項	営業費用			21,232,525 千円
第2項	営業外費用			32,035 千円

第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,196,717千円は、過年度分損益勘定留保資金4,196,717千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,149,987千円
第1項	長期貸付金償還金		1,000,000千円
第2項	他会計補助金		6,180千円
第3項	固定資産売却代金		1千円
第4項	雑収入		143,806千円
		支	出
第1款	資本的支出		5,346,704千円
第1項	建設改良費		5,146,704千円
第2項	予備費		200,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	535,787 千円
(2) 交際費	298 千円

(他会計からの補助金)

第7条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,220千円である。

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大野元裕

第21号議案

令和7年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	682,295,230 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,869,302 m ³
(4) 主なる建設改良事業	19,800,494 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		55,129,859 千円
第1項 営業収益		34,937,826 千円
第2項 営業外収益		20,192,032 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	58,722,896 千円
第1項	営 業 費 用	57,859,351 千円
第2項	営 業 外 費 用	802,544 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,759,373千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額311,486千円、建設改良積立金62,726千円、減債積立金809,433千円、過年度分損益勘定留保資金2,838,071千円及び当年度分損益勘定留保資金1,737,657千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	26,581,934 千円
第1項	建 設 補 助 金	11,840,832 千円
第2項	建 設 負 担 金	7,282,051 千円
第3項	企 業 債	7,291,000 千円
第4項	他 会 計 補 助 金	167,898 千円
第5項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第6項	雑 収 入	152 千円

支 出

第1款 資本的支出	32,341,307 千円
第1項 建設改良費	26,641,320 千円
第2項 企業債償還金	5,699,987 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業（令和7年度契約分）	令和8年度から 令和10年度まで	11,259,000
荒川左岸北部流域下水道事業（令和7年度契約分）	令和8年度から 令和10年度まで	4,403,000
荒川右岸流域下水道事業（令和7年度契約分）	令和8年度から 令和9年度まで	3,890,000
中川流域下水道事業（令和7年度契約分）	令和8年度	1,997,400

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
古利根川流域下水道事業（令和7年度契約分）	令和8年度	600,000
荒川上流流域下水道事業（令和7年度契約分）	令和8年度から 令和9年度まで	600,000
市野川流域下水道事業（令和7年度契約分）	令和8年度から 令和9年度まで	2,230,000
利根川右岸流域下水道事業（令和7年度契約分）	令和8年度から 令和9年度まで	1,100,000
荒川左岸南部流域下水道管渠修繕	令和8年度	120,000
荒川右岸流域下水道処理場修繕	令和8年度	181,940
中川流域下水道処理場修繕	令和8年度	314,160

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
古利根川流域下水道処理場修繕	令和 8 年 度	98,269
JICA草の根技術協力事業	令和 8 年 度 から 令和 10 年 度 まで	44,978

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 7,291,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,460,595 千円

(2) 交際費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,304,375千円である。

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大野元裕